

平成 2 2 年 6 月 2 9 日

報道機関各社

連絡先 明和町 危機管理室
担当者 潮谷、吉川
電話番号 0596(52)7110

1 . 発表事項 災害時要援護者宅家具固定事業について

2 . 目 的 障害者、高齢者等の災害時要援護者宅の家具固定を実施することにより要援護者の地震被害の軽減を図る。

3 . 内 容

(1) 背景

平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災では、家具の転倒により多くの人命が失われた。また、近年国内で発生した比較的規模の大きな地震では、災害時要援護者を中心とした人的被害が発生している。さらに、町内の災害時要援護者宅の家具固定状況を調査（平成 2 1 年 1 2 月 1 日～平成 2 2 年 2 月 2 8 日に実施）した結果、93.4%の世帯において、家具の固定対策がなされていなかった。

これらのことから、要援護者宅の家具固定の推進に取り組むものである。

(2) 災害時要援護者宅家具固定事業

対象者

下記の者のみで構成される世帯

- ・ 6 5 歳以上の者
- ・ 身体障害者手帳所持者
- ・ 療育手帳所持者
- ・ 精神保健手帳所持者
- ・ その他町長が認めた者（要介護認定者、難病認定者など）

実施方法

申し込みのあった対象者に対し、町が家具固定作業を委託した事業者を派遣して実施する。

(3) 今後の予定

実施要領を定め、関係者や委託事業者と調整し、広報等で利用者の募集を図る。